

○富士市移住就業支援補助金交付要綱

令和元年8月30日

告示第57号

改正 令和2年3月4日告示第21号

令和3年3月31日告示第58号

令和3年6月10日告示第115号

令和4年3月30日告示第55号

令和5年3月31日告示第46号

令和5年8月21日告示第143号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への移住及び定住の促進並びに企業等の人材確保を図るため、東京圏から本市に移住して就業し、又は起業した者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和3年告示115号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項の小笠原諸島を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 起業支援金 地域創生起業支援事業費補助金交付要綱（平成31年4月2日付け商振第192号静岡県経済産業部長通知）の地域創生起業支援金をいう。
- (4) 従業員 1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、期間の定めがなく雇用された者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 静岡県又は他の都道府県が選定した企業等が、静岡県又は他の都道府県の開設す

る東京圏の求職者を対象とするウェブサイトにて求人を掲載した日以降に、当該企業等の募集に応じ就業した者

イ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して企業等に就業した者

(5) テレワーク 本市に転入後、自宅等において、所属している企業等の業務を引き続き行うことであって、市長が別に定める要件に該当するものをいう。

(6) 関係人口 本市に移住する以前から本市と関わりを有する者であって、市長が別に定める要件に該当するものをいう。

(一部改正〔令和3年告示115号〕)

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請日において次のいずれかに該当する者

ア 日本人

イ 外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者のいずれかの在留資格を有するもの又は特別永住者であるもの

(2) 次に掲げる期間の合計が転入をした日の前日までの10年間のうち5年以上である者

ア 特別区に居住していた期間

イ 東京圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、特別区に通勤していた期間

ウ 東京圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、特別区に存する大学、大学院その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）へ通学した後、特別区内の企業等へ就業した者にあつては、大学等へ通学していた期間

(3) 次に掲げる期間の合計が転入をした日の前日まで継続して1年以上である者

ア 特別区に居住していた期間

イ 東京圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、特別区に通勤していた期間

(ただし、特別区に通勤していた期間にあつては、転入をした日の3か月前の日から転入をした日の前々日までの間のいずれかの日まで継続して特別区に通勤していた期間とすることができる。)

ウ 東京圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、大学等へ通学した後、特別区内の企業等へ就業した者にあつては、大学等へ通学していた期間

(4) 申請日において転入をした日から継続して本市に居住している者であつて、申請

日から5年以上本市に居住する意思を有するもの

(5) 申請日において市町村税及び特別区税を滞納していない者

(6) 次のいずれかに該当する者

ア 新たに従業員として就業し、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に通勤している者であって、申請日から5年以上就業する意思を有するもの

イ 起業支援金の交付の決定を受けている者

ウ 申請日においてテレワークにより勤務している者

エ 申請日において関係人口に該当する者

(7) 市長が補助することを適当でないと認める者でないもの

(一部改正〔令和2年告示21号・3年115号〕)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 申請日において、申請者の属する世帯に世帯員（転出地（本市に転入する直前に居住していた市区町村をいう。以下同じ。）において申請者と同一の世帯に属していた者であって、申請日において転入をした日から1年以内の期間継続して本市に居住しているものをいう。以下同じ。）がいる場合 100万円（18歳未満の世帯員を帯同して転入する場合にあつては、18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算した額）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 60万円

2 補助金の交付は、申請者の属する世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、転入をした日から1年を経過した日、起業支援金の交付の決定を受けた日から1年を経過した日（起業支援金の交付の決定を受けている場合に限る。）又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、富士市移住就業支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 身分証明書で本人の写真を登載してあるものの写し

(2) 転出地において消除された住民票の写しその他の居住地及び居住していた期間を確認できる書類

(3) 特別区に存する勤務地に通勤していた期間を証する書類（第3条第2号イ又は同条第3号イに規定する者に限る。）

(4) 大学等に通学していた期間及び卒業校を確認できる書類（第3条第2号ウ又は同条第3号ウに規定する者に限る。）

- (5) 在職している企業等の就業証明書（第2号様式）（第3条第6号ア及び同条同号ウに規定する者に限る。）
- (6) 起業支援金の交付決定通知書の写し（第3条第6号イに規定する者に限る。）
- (7) 市町村税及び特別区税を滞納していないことを証する書類
- (8) 世帯員の転出地において消除された住民票の写し（世帯員がいる場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（一部改正〔令和2年告示21号・3年115号〕）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市移住就業支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付の決定に当たっては、条件を付することができる。

（交付の取消し等）

第7条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 申請日から5年を経過する日前に市外に転出したとき。
- (3) 申請日から1年を経過する日前に従業員でなくなったとき。
- (4) 起業支援金の交付の決定を取り消されたとき。
- (5) 前条第3項の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日告示第21号）

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱の規定は、令和2年1月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例に

よる。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年6月10日告示第115号）

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱の規定は、令和3年3月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日告示第55号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第46号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に本市に転入した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月21日告示第46号）

- 1 この要綱は、公示の日から3月を経過した日から施行する。
- 2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱の規定は、公示の日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。